

アングリカン・コミュニオン誓約

序文

アングリカン・コミュニオンの諸教会として、イエス・キリストの主権のもと、わたしたちは以下に記された確認と約束をもってして、神聖に誓約を交わす。わたしたちがこの誓約を交わすのは、わたしたちが「あらゆる国民、種族、民族、言葉の違う民」（黙示録 7:9）から集められた神の民として、福音に啓示された神の恵みを、その異なった文脈においてより有効に宣言するため、世界の必要にこたえて神の愛をささげるため、平和のきずなに結ばれて、霊による一致を保ち、すべての神の民とともにキリストの満ちあふれる豊かさになるまで成長するためである（エフェ 4:3,13）。

第1項 わたしたちの信仰の遺産

1.1 各教会は以下の事項を確認する

(1.1.1) 父と子と聖霊なる唯一のまことの神を礼拝する、唯一の、聖であり、普公的である使徒的教会における聖餐の交わり。

(1.1.2) 普公的、使徒的信仰は、聖書において唯一無比に啓示され、普公的信経において示され、それぞれの時代において新たに宣言されることを教会が求められるものである [2]。ヨーロッパ宗教改革の脈絡の中で創出され、アングリカン・コミュニオンにおいて様々な方法で承認され、充当された英国教会の歴史的な定式 [3 (39ヶ条、1662年祈祷書、3聖職位)] は、この信仰の真正なる証明となる。

(1.1.3) 旧・新約聖書は救いに必要なすべてのことを載せたものであり、信仰の規範、究極的な基準である [4]。

(1.1.4) 洗礼の象徴としての使徒信経とキリスト教信仰の十全なる言明としてのニケヤ信経 [5]。

(1.1.5) キリストご自身によって制定された2つの聖奠である、洗礼と主の晩餐。それらは、キリストの制定語と、キリストによって制定されたエレメントを、間違いなく（絶え

ることなく) 使用して執行される、[6]。

(1.1.6) 神の教会の一致へと神によって召された民族と国民の異なった必要に応じて、執行方法が地方的に順応させられた歴史的主教職 [7]。

(1.1.7) わたしたちの神礼拝、信仰、生活を、共に形成し、支え、養う、分かち合われた共通祈禱と礼拝の型。

(1.1.8) 全ての神の民が使徒的宣教へ参与すること。さらにはこの宣教が聖公会誓約を越えて他の教会並びに伝統と共有されること。

1.2 この信仰の遺産を異なった文脈において共に生きる際に、各教会は、聖霊に寄り頼み、以下の事柄に献身する。

(1.2.1) アングリカン・コミュニオンが共有する教会会議とわたしたちのエキュメニカルな合意を忘れることなく、アングリカン・コミュニオンの諸教会によって受け入れられた、聖書、普公的で使徒的な信仰、職制、伝統と一致して、その連続性のうちに教え、行動すること。

(1.2.2) 聖書の教えと普公的伝統に根ざし、そこに答えを求めることの出来るキリスト教神学の模範、倫理的理論、規律を支持し宣言すること。

(1.2.3) キリストの死と復活を通して成し遂げられた人間性の刷新、並びにすべての創造された秩序の刷新に対して、そして神が神の民に与えたがゆえにその民に求める聖性を内省するために、この証明において信仰の証を立てること。

(1.2.4) わたしたちの異なった文脈において、聖書に耳を傾け、読み、書きとめ、学び、心の中でかみしめること。その聖書とは、全ての忠実な信徒たちにより、主教と教会会議の教えにより、そして信徒の学者と按手された聖職の学者による厳密な研究の結果によって、心を集中した全員参加のかたちで朗読され、犠牲を払ったあかしによって告げられたものであること。

(1.2.5) 聖書が教会とその構成員に、さらにそれらを通して個々人、文化、社会に栄光と変革を与え続けることの期待と共に、聖書のテキストが忠実に、うやうやしく、総合的に、首尾一貫して、受け止められ、朗読され、解釈されることを保障すること。

(1.2.6) 神の民が世界における福音の力に対して、勇気あるあかしをもって応答することを可能とするように、ミニストリーと宣教において、預言的かつ誠実な指導者を励まし、快く受け入れること。

(1.2.7) わたしたちが神のもとで、全てのキリスト者の聖餐の交わりのより豊かな実現に励むがゆえに、現存する教会法に基づく規律に従って、聖餐共同体の交わりをはぐくみ持続させるための厳粛な義務を支持することを、すべての事柄において求めること。

(1.2.8) 全ての民族からなる人々が、主イエス・キリストにおける新しい満ち溢れる命を自由に受けられるように、わたしたちが聖霊の導きのうちに真理の充満を識別して、キリストの完全な体と共に共同の巡礼の旅を継続的に遂行すること。

第2項

わたしたちが他者と分かち合う命：わたしたちアングリカンの召命

2.1 各教会は以下を確認する

(2.1.1) 東と西、北と南からなる神の民が、主の栄光を共に宣言し、聖霊における神の支配のしるしとなり、キリストにおいてなされた神の贖われた世界の最初の果実となるための、神の賜物として与えられた聖餐共同体。

(2.1.2) わたしたちのもとに時代から時代を経て及ぼされた、神の恵み深い摂理に対する感謝の念。使徒たちの教会の中にわたしたちの起源があること。古代の共通の伝統。宗教改革によって新形態となったブリテンとアイルランドの教会の豊かな歴史と、教会の拡張する宣教活動を通じて世界的な聖餐共同体へとわたしたちが成長したこと。世界中からのアングリカンの賜物と犠牲的なあかしを通じて、わたしたちが聖霊によって絶えず変革されること。そしてより十全に発展した聖餐共同体の命の中へとわたしたちが召し出されること。

(2.1.3) 絶えざる悔い改めへの、謙遜におけるわたしたちの召命。それは、忍耐と慈善を行う際に、そして相互にキリストを認識する際に、わたしたちは失敗するからだ。神の恵み深い賜物をわたしたちが誤用すること、仕えるという神の召命に心を留めることの失敗。別のものから一つのをわたしたちが利己的に利用すること。

(2.1.4) アングリカン・コミュニオンが召されている神の宣教の命令は、神の支配を打ちたてる業において、各教会がキリストにおいて他の諸教会と結び合わされる中での召命と祝福である。アングリカン・コミュニオンが、相互に依存するいくつもの教会として、世界規模の家族へと継続発展するがゆえに、わたしたちは、地方、地域、国際的レベルで、宣教のための挑戦と機会に取り組む。このことにおいて、わたしたちは宣教の財産を献げものとして大切にす。それはアングリカンの宣教協働のための特有な機会である

(2.1.5) わたしたちの共通の宣教は、この聖公会誓約を超えて他の諸教会と諸伝統を共有する宣教である。わたしたちは、完全な福音の命の発見のための、そして和解と世界中の教会と共有した宣教のための機会に取り組む。わたしたちは、「ひとつとなるように」というキリストの祈りに従って、教会の十全な目に見える一致へと至るアングリカニズムの超教派的召命を確認する。わたしたちがキリストの贖いと限りない愛の満ち溢れた広がりを理解するのは、あらゆる場所と時においてすべての聖徒と共にあるからだ。

2.2 これらの主張を認めて、各教会は聖霊に寄り頼み、以下の事柄に献身する。

(2.2.1) 神の召命に答えて福音化の義務を負うこと、そして「わたしたちの、祝福を受けたが壊れ、傷つき堕落した世界のための」[8] 癒しと和解の宣教を分かち合うこと、相互の説明責任を伴って、この務めにおいてわたしたちが神から与えられた霊的かつ物質的な力を分かち合うこと。

(2.2.2) この宣教において引き受けることは、キリストにおける神の宣教である [9]。

(2.2.2.a) 「神の国の良き知らせを宣言すること」、そして全ての人びとに悔い改めと信仰をもたらすこと。

(2.2.2.b) 「教え、洗礼を授け、新しい信徒を育てること」、聖霊の鼓舞する力によって[10]、すべての民を弟子にすること(マタイ 28:19)、そして信仰、召命、希望が主にあって一つであるキリストの一つの体へと、彼らを招き入れること(エフェソ 4:4-6)。

(2.2.2.c) 「愛の奉仕によって人間の必要にこたえること」。最も困窮した人びとへの謙遜なミニストリーを通じて現される神の支配(マルコ 10:42-45、マタイ 18:4、25:31-45)。

(2.2.2.d) 世界の諸国民への裁きと救いの双方を宣言するキリストと共に絶えず警戒を怠

らずして立つ教会として [11]、「社会の不正な構造の変革を追求すること」。そして、神の正義の代表として、わたしたちの行動によって聖霊の変革の力を明示する [12]。

(2.2.2.e) 聖餐共同体における宣教の本質的な局面として「創造の高潔を防衛するように努力し、地球上の生命を回復すること」 [13]。

(2.2.3) 謙遜さと共に、そしてわたしたちの不誠実、怠慢を知るにもかかわらずわたしたちの回心が継続してなされることの寛大さと共に、この宣教に従事すること。

(2.2.4) すべての神の民を目覚め喚起させ、福音の伝播のために働き、祈り、努力をささげるために、宣教の体系を復興し刷新すること。

(2.2.5) 喜ばしく敬虔な神への礼拝において宣教を整えること。わたしたちの聖餐共同体の交わりに感謝を表わすこと。「キリストは、教会の一致と人類共同体を刷新するための源泉であり目的である。」 [14]

第3項 わたしたちの一致と共通の生活

3.1 各教会は以下を確認する。

(3.1.1.) わたしたちは、洗礼と聖餐に与ることにより、イエス・キリストの教会という一つのからだに組み入れられ、そして平和を取り戻して私たちの共通の生活を築き上げる全ての事柄を追求するようにとキリストに召されているということ。

(3.1.2.) 各教会が諸教会のコミュニオンの中で生きるという決意。(を確認する) 各教会は主教会議 (synod) の中にある主教たちとともに、独自の統治と法の体系により、自分たちの事柄と宣教に対する地方的責任を指図し、規制する。それゆえ、「自治と責任」(説明可能性) をもった交わりの中に [15] 生活していると描かれている。聖霊に信頼することにより、すなわち、私たちが相互の愛と献身と奉仕の中で共通の礼拝とお互いのための祈りの生活を共有してわたしたちが生きるように召し、また、そのことを可能にする聖霊に信頼することにより、わたしたちは、アングリカン・コミュニオンの道具によってわたしたちの共通の生活を確認することを追求する。それらの道具によってわたしたちの諸教会は、共に、キリストの精神と一致させられることが可能となるのである。アングリカン・コミュニオンの諸教会は、「中央的な法的および行政的権威によらず、協議の中での主教たちおよびコミュニオンの他の道具の共通の相談によって保たれている相互への忠実によっ

て」[16]一つにつながられている。

(3.1.3.) 信仰の守護者また教師として、宣教における指導者として、また、一致の目に見えるしるしとして、地方的教会に対して普遍的教会を代表し、普遍的教会に対しては地方的教会を代表し、地方的教会全相互に対しては自分の地方的教会を代表している主教たちの中心的役割。(を確認する。)この奉仕職は、個人的(人格的)に、会議的に、また、ユーカーリスト的共同体の中で、またユーカーリスト的共同体のために行使される。わたしたちは、神の教会における奉仕のために按手された主教・司祭・執事の三層の歴史的奉仕職を受容し、保持する。かれらは、洗礼を受けた全ての人をキリストへの宣教へと招くのである。

(3.1.4.) わたしたちが共有している信仰と共通の生活と宣教を識別し、明確に表示し、行使するのに助けとなる、アングリカン・コミュニオンの中の諸道具の重要視。(を確認する)。交わり(コミュニオン)の生活は、教会の構成員たちの共通の信仰(Consensus fidelium)を継続的に解釈し、明確に表示する方法において、教会会議と主教協議会から地方での証しに至るまで、使徒的権威の多様な表現に参加しつづけていることを含んでいる。わたしたちの生活を一緒に保持する多くの多様なつながりに加えて、わたしたちは、交わりの生活における共同的な奉仕を表現するアングリカン・コミュニオンのレベルでの四つの特別な道具を認める。

I. わたしたちは、カンタベリーの大主教に、聖公会の人々が歴史的に交わりの中にあつたカンタベリー主教座の主教として、アングリカン・コミュニオンにおける主教たちの団体(college)の中での同等の者たちの中の第一の者(primus inter pares)としての荣誉と尊敬のある首位性を授ける。一致の焦点手段として、カンタベリー大主教はランベス会議と首座主教会議を召集して、かれらと共に働き、全聖公会中央協議会を主宰する。

II. ランベス会議は、主教の世界的団体性を表現する。そして、共通の礼拝と相談と協議、およびコミュニオンにおける信仰と一致を守護し、聖なる者たちを奉仕と宣教の働きに適した者にする(エフェ 4.12)という主教たちの奉仕の働きにおける奨励のために主教たちを集める。

III. 全聖公会中央協議会は、わたしたちの諸教会からの信徒と聖職と主教たちの代表で構成されている。[17]アングリカン・コミュニオンの諸教会の共同の働きを容易なものにし、国際的な聖公会のエキュメニカルな、また宣教の働きの諸側面に協力し、諸教会を相互の責任と相互依存へと招き、発展しつつある管区レベルの構造[18]に助言する。

IV. 首座主教会議は、相互の支援と祈りと協議のためにカンタベリー大主教によって召集さ

れる。首座主教たちがこの会議にもたらす権威は、彼らの管区の最上の主教としての彼ら自身の立場と、彼らが彼ら自身の主教会と会議して彼ら自身の会議構造の中に位置づけられている [19] という事実から起こっている。首座主教会議において、首座主教たちと議長たちは、宣教において、また、アングリカン・コミュニオン全体を関与させるような教理的・道徳的・司牧的事柄において協力して働くように召されている。

委員会が、相互に、また、コミュニオンの諸教会と協議し、応答し、支援することが、各道具の責任である [20]。各教会は、コミュニオンとその諸教会の識別と方向づけの過程を主導し、推薦する。

3.2 各教会は、その独立した生活を認めつつ、聖霊に寄り頼み、以下の事柄に献身する。

(3.2.1) 自治の行使において、コミュニオンの共通の利益に留意すること。また、それに役立つ霊的および物的資源でコミュニオンの道具の働きを支援すること。そして、それらの道具の協議へのふりかえりに着手する用意ができている状態でそれらの道具の働きを受け入れること。そして、それらの道具が推薦することに便宜をはかるよう努めること。

(3.2.2) アングリカン・コミュニオンの諸教会すべてが法憲をもって自治を保っていることを尊重し、その一方で、わたしたちがキリストの中にある相互の責任と相互依存 [21] を保持し、かつ、各教会のアングリカン・コミュニオン全体に対する責任 [22] を保持していること。

(3.2.3) 神学的論争とふりかえりの諸問題において開かれていて、忍耐をもって時間を費やし、神の意思を識別するために相互に聴き、祈り、研究し合うこと。そのような祈りと研究と論争は、教会が聖霊に導かれてすべての真理に至り、各世代に新鮮に福音を宣言することを追求するときの教会の生活の本質的特徴である。あるいくつかの問題は、それらが生じたときには論争をひき起こすものとか新しいものと理解されるものであるが、わたしたちに対する神の啓示の意味について、より深い理解を呼びさますともいえるであろう。また、ある問題は、混乱であったり、あるいは信仰に対する障害でさえあることが明らかになるかもしれない。それゆえ、そのような問題のすべては、教会の生活において共有された洞察によって試される必要がある。

(3.2.4) 共通の関心事について、聖書と、信仰の共通の基準と、わたしたちの法規と首尾一貫した仕方、コミュニオンの諸協議会をとおして、他の諸教会と共通した精神を求め。各教会は、アングリカン・コミュニオンの他の教会と、および、コミュニオンの諸道

具と諸委員会との広い協議に携わるであろう。

(3.2.5) その激しさ、あるいは本質、あるいは広がりによって、コミュニオン的一致またコミュニオンの宣教の実効性あるいは真実性を脅かすかもしれないいかなる活動に関して、努力と配慮と注意をはらって行動すること。

(3.2.6) 対立の状況においては、中道的な会話に参加すること。これらの会話は、顔と顔を合わせる会合、同意された媒介、また、そのような進行過程を見ようという意志を含んでいる。

(3.2.7) わたしたちの愛情のきずなとキリストの愛が私たちを常に可能なかぎり最高の度合の交わりへと促すということを心にとどめること。

第4項 わたしたちの共なる契約を交わした生活

各教会は以下の手続きを確認し、聖霊に寄り頼み、履行を約束する。

4.1 誓約の採用

(4.1.1) この聖公会誓約を採用するそれぞれの教会は、聖公会誓約を結ぶことが、神に服従する関係に自らを委ねることであることを確認する。アングリカン・コミュニオンの諸教会の礎である、教会の聖餐と相互依存性により十分に生きるために、それぞれの教会が他の諸教会へ向けてこの公約を惜しげなく提示する。アングリカン・コミュニオンとは、国民教会、或いは地域教会からなる、唯一の、聖なる、普公的、使徒的な教会をその中に持つ、一つの親しい交わりの共同体である。そしてその交わりの共同体の中で、共通の信仰と職制を通して表わされたキリストへの共通の忠誠のきずなを、それぞれの教会が他の諸教会において承認する。そのきずなとは、礼拝・生活・宣教において共有された遺産であり、相互依存の生活を送る用意のあるものである。

(4.1.2) 聖公会誓約を採用する際に、それぞれの教会は、これまでのセクションに記された信仰の声明、宣教、相互依存の生活を承認する。それらは教会が受け入れたものとして、キリスト教信仰の生活、教理、実践と矛盾しない。教会はアングリカン・コミュニオンの生活のために、そしてそれゆえに誓約を交わしている諸教会の生活のために、根源的なものとして、これらの要素を承認する。

(4.1.3) そのような相互の公約は、外部教会の管轄権への服従を表わすものではない。この聖公会誓約そのものには、聖餐共同体としての教会の法憲法規の規定変更、或いは誓約の自律性を制限するものは何もないと考える。聖公会誓約は、誓約を締結した他の教会への内的生活の支配或いは管理を、いかなる個教会、いかなるアングリカン・コミュニオン機関にも認めない。

(4.1.4) 全聖公会中央協議会の教憲に一致して承認されたアングリカン・コミュニオンの全教会は、個々の合法的手続きに沿って、この聖公会誓約に加わるように招かれている。

(4.1.5) コミュニオンの道具は、その構成員の一覧表を改正するために、全聖公会中央協議会によって提示された手続きと同じ手続きを用いて、他の教会に聖公会誓約を採用するように招く。この聖公会誓約を採用しても、コミュニオンの道具によって承認される権利や、コミュニオンの道具の構成員となる権利は授与されない。それらの事柄は、該当するコミュニオンの道具によって判断される。

(4.1.6) この聖公会誓約は、その教会が自らの法憲法規の手続きを通して聖公会誓約を採用する時に、その教会にとって有効となる。

4.2 聖公会誓約の維持と論争解決

(4.2.1) 聖公会誓約は、相互の聖餐の関係において各教会が保つ共通の公約と相互の説明義務を表明するために機能する。この誓約への承認と忠誠は、相互承認と相互陪餐を可能にする。この誓約へ参与することは、自らの生活において維持されねばならないそれらの要素が各教会によって承認されることを意味する。そして、そのために各教会は他の諸教会に向けて説明責任があり、各教会はこの誓約において表明された関係を支えるために、アングリカン・コミュニオンの中に共にある。

(4.2.2) 全聖公会中央協議会と首座主教会議に責任を負うアングリカン・コミュニオンの常置委員会は、コミュニオンの道具の代表として、アングリカン・コミュニオンの生活において聖公会誓約が機能していることを監視する。この機能を遂行する際の援助のために、そして聖公会誓約に関する疑問について助言するために権限が委譲されるように、この点について、常置委員会はそのような他の会議或いは委員会に支えられる。

(4.2.3) 聖公会誓約の意義について、或いは、聖公会誓約と誓約を交わした教会による行為の適合性について疑問が生じた場合、誓約を交わした各教会にとって、第3章2の公約を生きるように努めることが義務となる。そのような疑問は、一つの教会、他の誓約を交

わした教会、或いはアングリカン・コミュニオンの道具によって提出されることがある。

(4.2.4) 分かち合われ一つにされた考えに達していないところでは、問題は常置委員会に委託される。常置委員会は議論を推進するためにあらゆる努力を尽くし、疑問の生じた問題の性質について、そして帰着すべき関連ある結果の性質について、見解を決定するために適切と思う組織から助言を受ける。

適切な考えに達したところでは、常置委員会は助言のために、全聖公会中央協議会と首座主教会議の両者に問題を委任する。

(4.2.5) 常置委員会は、議論のある行いについて、その教会に延期を要求する。もし教会がそのような行いの延期を拒むなら、常置委員会は何らかのコミュニオンの道具に、以下に述べられた過程が完了するまで、コミュニオンの道具への参与の暫定的限定或いは停止を明記した、関連のある結果を促すことが出来る。

(4.2.6) 全聖公会中央協議会と首座主教会議から受けた助言を基礎として、常置委員会は、行いや決定が「聖公会誓約と相容れない」或いは相容れないであろうとする声明を発する。

(4.2.7) 受けた助言を基礎として、常置委員会は聖公会誓約と相容れない行いから生まれる関連のある結果について勧告を行う。これらの勧告は、アングリカン・コミュニオンの諸教会或いはコミュニオンの道具に向けて発せられる。そして誓約を交わしている教会の決定が、その教会と他のアングリカン・コミュニオンの諸教会との間の聖餐を、そこなう度合い、或いは制限する度合いについて示し、そのような損傷或いは制限の実際的結果を示す。各教会、或いは各道具は、そのような勧告を受け入れるか否かを決定する。

(4.2.8) 常置委員会がなした決定、或いは第4章2に関するコミュニオンの道具の決定への参与は、聖公会誓約を採用した、或いは採用する過程にある諸教会を代表するコミュニオンの道具のメンバーに限定される。

(4.2.9) 教会の生活において聖公会誓約の肯定と公約の維持を監督する義務を負うことが出来るように、そして聖公会誓約に直接関係のある問題について、コミュニオンの道具に関連させる義務を負うことが出来るように、各教会はそのような、自らの法憲法規に矛盾しない機構、機関、或いはインスティテューションの設置を約束する。

4.3 聖公会誓約からの撤退

(4.3.1) 誓約を交わした教会は、どの教会も誓約からの撤退を決定することが出来る。そ

のような撤退は、道具からの無意識の撤退や聖公会の特徴の放棄を意味するものではない。しかし聖公会誓約の意味に関しての、そして聖公会誓約の中に組み込まれた諸原則の適合性に関しての疑問を提出するだろう。そしてそれは上記第4章2.2に述べられた規定をひき起こす。

4.4 聖公会誓約のテキストとその修正

(4.4.1) 聖公会誓約は、この文書において述べられた、前文、第1章から第4章、声明から成り立つ。聖公会誓約テキストに常に付加される聖公会誓約テキストへの序文は聖公会誓約を構成するものではないが、聖公会誓約の目的を理解する際の一致した権威となる。

(4.4.2) 誓約を交わした教会或いはコミュニオンの道具は、聖公会誓約を修正する提案を、常置委員会を通してコミュニオンの道具へ提出することが出来る。常置委員会はその提案を全聖公会中央協議会、首座主教会議、誓約を交わしている教会、そして助言のために適切とみなす他の組織に送る。常置委員会は提出された助言の観点から提案について勧告を行い、誓約を交わしている諸教会に、何らかの修正を伴った提案を提出する。修正案はそのような緒教会が四分之三をもって批准した際に有効となる。常置委員会は、修正案を公布するための手続きを採択する。

わたしたちの声明

わたしたちは喜びとゆるぎない決意をもって、わたしたちの教会がこの全聖公会誓約に参加する者となることを宣言する。それは、実り多き礼拝のためにわたしたちが自らをささげることであり、キリストの真理と愛において親密に自らを結びつけることである。父と子と聖霊に、栄光が世々限りなくありますように、アーメン。

「永遠の契約の血による羊の大牧者、わたしたちの主イエスを、死者の中から引き上げられた平和の神が、御心に適うことをイエス・キリストによってわたしたちにしてくださり、御心を行うために、すべての良いものをあなたがたに備えてくださるよう。栄光が世々限りなくキリストにありますように、アーメン。」(『ヘブライ人への手紙』13:20, 21)

1. *The Church of the Triune God*, The Cyprus Statement of the International Commission for Anglican Orthodox Theological Dialogue, 2007, paragraph 1.2.

2. Cf. The Preface to the Declaration of Assent, Canon C15 of the Church of England.

3. The Thirty-nine Articles of Religion, the 1662 Book of Common Prayer, and the Ordering of Bishops, Priests, and Deacons
4. The Chicago-Lambeth Quadrilateral of 1886/1888
5. The Chicago-Lambeth Quadrilateral of 1886/1888
6. cf. The Chicago-Lambeth Quadrilateral 1886/1888, The Preface to the Declaration of Assent, Canon C15 of the Church of England.
7. cf. The Chicago-Lambeth Quadrilateral 1886/1888
8. IASCOME Report, ACC-13
9. The five Marks of Mission are set out in the MISSIO Report of 1999, building on work at ACC-6 and ACC-8.
10. *Church as Communion* n26
11. WCC 1954 Evanston, *Christ the Hope of the World*
12. Moscow Statement, 43
13. IARCCUM, *Growing Together in Unity and Mission*, 118
14. Baptism, Eucharist and Ministry, WCC,
15. A Letter from Alexandria, the Primates, March 2009
16. Lambeth Conference 1930
17. Constitution of the ACC, Article 3 and Schedule
18. cf. the Objects of the ACC are set out in Article 2 of its Constitution.
19. Report of the Windsor Continuation Group, 69.
20. cf IATDC, *Communion, Conflict and Hope*, paragraph 113.
21. Toronto Congress 1963, and the Ten Principles of Partnership.

22. cf. the Schedule to the Dar es Salaam Communiqué of the Primates' Meeting, February 2007